

防火対象物点検報告特例認定審査基準及び判定結果表

審 査 項 目	審 査 基 準	判 定
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物（以下「申請防火対象物」という。）の管理を開始した日から申請日までにおいて3年以上経過していること。	適 ・ 否
命令の有無	・ 申請日前の3年以内に消防法第5条第1項、第5条の2第1項各号、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	適 ・ 否
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項第2号、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令を受けるべき事由が現にないこと。	適 ・ 否
取消しの有無	申請日前の3年以内に認定の取消しをされていないこと。	適 ・ 否
取消事由の有無	消防法第8条の2の3第6項各号に定める取消しを受けるべき事由が現にないこと。	適 ・ 否
防火対象物定期点検報告の実施	申請日前の3年以内の間、定められている期間ごとに点検し、報告されていること。	適 ・ 否
防火対象物定期点検報告の虚偽報告の有無	申請日前の3年以内の間、虚偽の報告をしていないこと。	適 ・ 否
防火対象物定期点検の点検結果	申請日前の3年以内に実施した防火対象物定期点検の結果が点検基準に適合していること。	適 ・ 否
防火管理者選任（解任）届出書の有無	消防法施行規則第3条の2第1項の届出がされていること。	適 ・ 否
消防計画作成（変更）届出書の有無	消防法施行規則第3条第1項の届出がされていること。	適 ・ 否
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあつては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	適 ・ 否
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	適 ・ 否
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	適 ・ 否
大規模地震対策特別措置法の指定	消防法施行規則第3条第4項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	適 ・ 否
消防計画の実施	消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	適 ・ 否

審 査 項 目	審 査 基 準	判 定
自衛消防組織の業務の実施	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあつては、消防法施行規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	適 ・ 否
共同自衛消防組織の決定	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、消防法施行令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	適 ・ 否
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	適 ・ 否
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	適 ・ 否
統括防火管理者選任（解任）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条の2の届出がされていること。	適 ・ 否
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。	適 ・ 否
避難上必要な施設等の維持管理	消防法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	適 ・ 否
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。	適 ・ 否
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（消防法第9条の3第1項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること。	適 ・ 否
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防法第17条第1項、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。 ・ 消防用設備等の設置に当たり、消防法施行令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。	適 ・ 否
設置届出書の有無	消防法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。	適 ・ 否
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	・ 昭和50年消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 ・ 消防用設備等にあつては、消防法施行規則第31条の6第3項第1号に定める期間ごと、特殊消防用設備等にあつては、同規則第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。	適 ・ 否

法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準	大府市火災予防条例で定める基準を満たしていること（消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の点検基準によること。）。 ※1 対象となる火を使用する設備等は、炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、燃料電池発電設備、掘りごたつ及びいりり、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備並びに放電加工機とする。 ※2 対象となる火を使用する器具は、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具及び使用に際し火災の発生のおそれのある器具とする。
-------------------------------------	--

審 査 項 目			審 査 基 準	判 定
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 ※ 火花を生ずる設備及び放電加工機を除く。	適 ・ 否
		設備の管理	・設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れ（気体又は液体燃料を使用する設備に限る。）がないこと。 ※ 掘りごたつ及びいりり並びに放電加工機を除く。 ・厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。	適 ・ 否
	火を使用する器具等	器具の取扱い	・器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 ・不燃性の床上又は台上で使用していること。	適 ・ 否
	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	・禁止場所において、禁止行為を行っていないこと。 ※ 消防長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。 ・禁止場所には、大府市火災予防条例に定める標識が設置されていること。 ・喫煙が全面的に禁止されている防火対象物について、「禁煙」と表示した標識の設置その他の全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。 ・喫煙が全面的に禁止されている防火対象物以外の防火対象物について、吸殻容器を設置した喫煙所が設けられ、大府市火災予防条例で定める標識が設置されていること。 ・劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。	適 ・ 否
		がん具用煙火の制限	蓋のある不燃性の容器に入れるか、防災処理した覆いをしていること。	適 ・ 否
	届出		届出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、消防長に届出がされていること。	適 ・ 否
指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱い	貯蔵又は取扱い数量		指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。	適 ・ 否
	火気の使用制限		みだりに火気が使用されていないこと。	適 ・ 否
	漏れ、あふれ又は飛散の防止		危険物が漏れ、あふれ又は飛散がないこと。	適 ・ 否
	容器		容器に破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。	適 ・ 否
	少量危険物	計器類に関する監視	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。	適 ・ 否
		タンク本体	・タンクに著しいさびがないこと。 ・引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。 ・流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。	適 ・ 否
		配管	著しい損傷及び腐食がないこと。	適 ・ 否
		届出	指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届出がされていること。	適 ・ 否

審 査 項 目		審 査 基 準	判 定	
指定可燃物等の貯蔵又は取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	みだりに火気が使用されていないこと。	適 ・ 否
		漏れ、あふれ又は飛散の防止	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散がないこと。	適 ・ 否
		容器	容器に破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。	適 ・ 否
		計器類に関する監視	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。	適 ・ 否
		タンク本体	・タンクに著しいさびがないこと。 ・引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。 ・流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。	適 ・ 否
		配管	著しい損傷及び腐食がないこと。	適 ・ 否
	綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気が使用されていないこと。	適 ・ 否
		集積単位	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。	適 ・ 否
		計器類に関する監視（廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合）	・温度測定装置が設置されていること。 ・設置された計器類（温度、水分量又は可燃性ガスを測定する装置等）が機能し、水分管理又は発熱状況の監視が適切に実施されていること。	適 ・ 否
	届出		定められた数量の5倍以上の数量（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届出がされていること。	適 ・ 否

備考 審査項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該審査項目は除外する。